

バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除

一定の居住者※¹が、自己の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事※²を行った場合において、その工事費用の額と、当該工事に係る標準的な工事費用相当額(注)のいずれか少ない金額(平成23年は200万円、平成24年は150万円を上限)の10%をその年分の所得税額から控除します。

適用期限：平成21年4月1日～平成24年12月31日

※1 一定の居住者：次のいずれかに該当する者

- ①50歳以上の者
 - ②要介護又は要支援の認定を受けている者
 - ③障害者である者
 - ④上記②もしくは③に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者
- ※合計所得金額が3000万円を超える場合は適用が受けられない

※2 一定のバリアフリー改修工事：以下のいずれかに該当する工事で30万円を超えるもの

- (イ) 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- (ロ) 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- (ハ) 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - A 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - B 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - C 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴室の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - D 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- (ニ) 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - A 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - B 便器を座便式のものに取り替える工事
 - C 座便式の便器の座高を高くする工事
- (ホ) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- (ヘ) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
- (ト) 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - A 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - B 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - C 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- (チ) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

◆主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
 - ②住宅の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
 - ③床面積が50㎡以上あること
 - ④店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
- (注)住宅ローン減税制度、バリアフリー改修促進税制(ローン型)とは選択制となります。

◆適用を受けるために必要なこと

確定申告の際、以下の書類又はその写しを税務署に提出してください。

- ①明細書
- ②増改築等工事証明書
- ③請負契約書等(当該改修費用、改修年月日を明らかにする書類)
- ④登記事項証明書等(床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類)
- ⑤住民票
- ⑥介護保険の被保険者証の写し(要介護認定者、要支援認定者又はこれらの者と同居する親族の場合)

(注)標準的な工事費用相当額とは、以下の表の左欄の項目に応じ、中欄の金額に右欄の数字を乗じたものの合計額とする。

改修工事内容		単位あたりの金額	単位
介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路の幅を拡張するもの	177,900円	当該工事の施工面積(単位 m ²)
	出入口の幅を拡張するもの	192,700円	当該工事の箇所数
階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良によりその勾配を緩和する工事		618,900円	当該工事の箇所数
浴室を改良する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	479,400円	当該工事の施工面積(単位 m ²)
	浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事	503,500円	当該工事の箇所数
	固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	27,300円	当該工事の箇所数
	高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	56,900円	当該工事の箇所数
便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	272,700円	当該工事の施工面積(単位 m ²)
	便器を座便式のものに取り替える工事	348,500円	当該工事の箇所数
	座便式の便器の座高を高くする工事	318,300円	当該工事の箇所数
便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	長さが150cm以上の手すりを取り付けるもの	19,300円	当該手すりの長さ(単位 m)
	長さが150cm未満の手すりを取り付けるもの	34,500円	当該工事の箇所数
便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)	玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの(以下、「玄関等段差解消工事」という。)	43,000円	当該工事の箇所数
	浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの(以下「浴室段差解消等工事」という。)	93,300円	当該工事の施工面積(単位 m ²)
	玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消工事以外のもの	36,900円	当該工事の施工面積(単位 m ²)
出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	151,100円	当該工事の箇所数
	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	14,100円	当該工事の箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事(戸の開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という。))	453,900円	当該工事の箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事(戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という。))	136,100円	当該工事の箇所数
	戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	27,600円	当該工事の箇所数
便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事		20,700円	当該工事の施工面積(単位 m ²)